外国人旅行者向け

免税(リファンド)手続き











POINT 1 免税対象物品の購入について

免税対象物品は、
税込価格(消費税を含む価格)で購入します。



POINT 2 出国時の手続き（税関確認）について

免税対象物品の消費税相当額の返金を受けるためには、
出国する空港に設置された免税手続端末での手続が必要です。





POINT 3 消費税の返金（リファンド）について

税関確認完了後、登録した方法により、免税店等から
消費税相当額が返金されます。



出国時の手続(税関確認)手順 ①

手荷物預け入れ前に、免税手続端末にパスポート情報を
読み込ませてください。





出国時の手続(税関確認)手順 ②

グリーン判定が表示された場合

税関の検査は不要です(手続終了)

Completed/
Approved

Not
Completed





レッド判定が表示された場合

税関の検査場所にお越しいただき、免税対象物品の税関検査を受ける必要があります。





この画面が出たら、税関の確認を受けてください。

出国時の手続(税関確認)手順 ③

手続が終了したら、免税対象の手荷物は機内預けまたは携帯して搭乗口までお進みください。



免税対象物品の所持について



1回の購入手続(レシート等)に含まれる免税対象物品のうち、1つでも所持していない場合は、同じ購入手続に含まれる物品すべてについて手続を受けることができません。手続の際、購入した免税対象物品はすべて手元に所持する必要があり、免税対象物品の一部だけを別に持ち出すことはできません。

手荷物の預け入れについて

税関確認の際には免税対象物品をすべて提示する必要があるため、手続前に免税対象物品を機内預けした場合、返金を受けることはできません。免税手続を理由に、航空会社等へ預けた手荷物を引き戻すことはできません。

税関確認(税関検査)の完了について

搭乗手続(手荷物預託手続)までに、税関確認(必要な場合は税関検査を含む)を完了する必要があります。混雑状況によりお時間を要する場合があります。余裕を持って空港へお越しください。搭乗手続に間に合わない等、免税購入対象者の都合により検査を途中で取り止めた場合は、税関の確認を受けたことになりません。

別送(宅配)について

税関確認前に免税対象物品を別送した場合は返金を受けられません。また、税関確認を受けた免税対象物品は旅行者本人が国外へ持ち出す必要があります。

消費・未所持の場合

免税対象物品の全部または一部を出国前に消費し、所持していない場合は免税手続はできません。該当する場合は、免税手続前に税関職員(窓口)へその旨をお申し出ください。



税関確認後の輸出義務

税関確認を受けた免税対象物品は、遅滞なく国外へ持ち出す義務があります。持ち出さなかった場合、消費税法の規定により、免除された消費税に相当する税額の徴収や罰則の対象となります。

国内線から国際線を乗り継いで出国する場合について

国際線の出国空港で免税手続を行う必要があります。そのため、乗継便を利用する際は、購入した免税品をスルーバゲージとすることなく、手荷物として携帯していただくか、国際線の出国空港に到着したときに預けた荷物を一度引き取っていただきますようお願いします。

クルーズ船等で出国し、日本国外（海外）で下船する場合

クルーズ船等（フェリーを含む）で出国し、日本国外（海外）で下船する場合は、国内最終港で免税手続を行ってください（国内寄港地では手続できません）。悪天候等により、国内最終港に寄港しないこととなった場合など、免税手続を行うことができない場合がありますのでご了承ください（免税手続ができない場合は返金されません）。

国内発着クルーズをご利用の場合

日本へ入国後、国外の港に寄港する国内発着クルーズ船を利用し、その後国内の空海港から出国する場合、全旅程の最後に出国する空海港で出国時に手続を行ってください。



Tips！





➢ 手続には何が必要ですか？

パスポート及び購入した免税対象物品のすべてが必要です。



➢ 手続を行うタイミングはいつですか？

手続は出国する空港・海港における搭乗・乗船手続（手荷物預託手続）前までに行います。



➢ 手続はどこでできますか？

出国する空港・海港に設置された免税手続端末で手続きを行います。



➢ どのように返金されますか？

税関確認後、登録した方法で免税店等から返金されます。なお、返金に関する問合せは、免税店等へ確認してください。

詳しくはWEBサイトをご覧ください。



- 外国人旅行者向け免税（リファンド）制度について

観光庁HP

国税庁HP

- 出国時の手続について

税関HP

- 各空港における免税手続端末の設置場所について

税関HP

